

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年4月17日認可した。

平成21年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川町南部土地改良区	団体営ため池等整備事業（小規模・一般型）しょうぶ池地区
”	団体営ため池等整備事業（小規模・一般型）大谷池地区